

います。したがいまして、速記等もとつておりますせんので、ごく一々については私も見ておりませんが、その中で、確かに私そういう意味のことを申し上げた記憶がござります。それは、やはり府県合併というの非常に大きな問題でございましたて、ただいま稻葉委員がおつしやいましたように、メリットもあればデミメリットもある。そういう点についてはなお検討すべき余地があるのでないかということを私は確かに申しましたわざでござります。ただ、現在出しております府県合併を促進するための法律は、御承知のようにわが国の幾つかの地域におきまして、府県合併についての機運がかなり出てきているところがござります。それらの点につきましては、自治省といたしましては、かなり研究をいたしておりまして、合併の障害を排除して合併をしていけばメリットのはうが多からう。こういう結論には達しているわけでござります。ただ、私そこで申しましたのは、全国的に見ました場合に、地方制度として全般を見ました場合に、それでは残った地域というものについてどう考へているか。そういうことについての検討をおなれくすべき余地があるのではないか、こういう意味合いで私は申したわけでございます。

○稻葉誠一君 自治大臣としてはどの程度この府

県の合併が進むんだろうというふうなことをいまの段階でお考へなんでしょうか。それはいまの段階ではまだわからぬですか。

○国務大臣(藤枝景介君) 御承知のように、そ

ういう気分のあるところは、大阪、奈良、和歌山及び東海三県、それに広島と裏日本というようなこともまださやかれている程度だと思います。しかし、これはすでに御承知のように、これらの表面に出ている二地区につきましてもいろいろ意見がありまして、はたして言われるような合併がスムーズに促進するかというと、私は必ずしもそうじゃないのではないかというふうに考へております。

○稻葉誠一君 そうすると、自治省としては、府

県の合併というものは強力に進めるというのではなくて、あくまで自主的なものを持つてやるのだと

ということですか。

○国務大臣(藤枝景介君) そのとおりでございま

して、もう自治省として勧奨するとか、あるいは主的な合併について、その不便だけを圍としても御

懇意するというような気持ちはございません。自

主的な合併について、その不便だけを圍としても御

解消していくべきだといふに

考へておるわけでござります。

○稻葉誠一君 これはプライベートな集まりのと

ころで官房長が話されたことを引用するのは、ほ

くもちょっと率直に言つて悪いと思います。だか

ら、この中でいろいろあなたにとってますいよう

なところがかりにあれば、それはぼくも考へなが

らやつていきますけれども、そこで、地方の税財

政制度を根本から引っくり返して考へていいと思

うのだ、考へるべきだと思う、こういうようなこ

とを言つておられるわけですね。ところが前段が

あると思うんですよ、宮澤さんの言つておられる

ことは、そこら辺のところはどういうことから

か、ちょっとと説明をしてください。

○稻葉誠一君 そうすると、そこまではわかるけ

れども、そのいま言つたことに対する——官房長

にあまり聞くのはぼくはちょっと筋が違うと思

ますし、大臣に聞くのもあとにして。そうする

と、あれですか、税と財政制度の政府委員のは

うから、その点一体どういうふうに考へておるの

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(細郷道一君) 御承知のように、いま

も話が出ておりましたが、われわれは地方の財政

を確保するため、特にその際、自主財源を増強す

ることによつて地方自治の円満にして健全な運営

に資したい、こういう角度から絶えずいろいろ努

力をいたしておるのでござります。なかなか現実

は私ども自身としても思うようになつておりませ

ん。そこへ加えて、最近いろいろ社会経済情勢に対

して自治団体がそれに全くノータッチではいられ

なくなつてきておる。具体的に申しますれば、人

口の移動、こういうものに対して自治体としてや

はりこれに因与せざるを得なくなつてきておる、

行政の面で。また、いろいろ産業立地の問題等も

ございまして、そういう新しい事態——俗に象徴

的過疎化であるとか過密化であるとかいうような表

現も行なわれておるわけでござりますが、そういう

う新しい事態が生じてきておりますので、そういう

う新しい事態に対応するようなことも、地方の自

主財源を増強しながら、あわせて考へていかなき

やならないじやないだらうかと、まあこういうふう

に実は思つておるのでござります。なかなか名案

も早急には立ちにくいかと思うのでござります

けれども、現実に現在の地方交付税あるいは地方

部で相当考へられているのですか、これはどうで

すか、大臣。

○政府委員(宮澤弘君) ただいま稻葉委員のおつしやいましたように、プライベートの問題でござります。あるいは自治省の公式な税財政の見解についてということでござりますれば、政府委員も来ておりますから、これは後ほどお求めに応じて御答弁をいたすと思ひます。で、私の考へました御答弁をいたすと思ひます。で、私の考へましたのは、結局、現在地域社会というものは非常に変動を來たしております。よく言われておりますように、過密化とか過疎化という状態を生じているわけでござります。現在の地方の制度、税財政のみならず行政制度が、明治以来のいわば非常に静態的な行政区画なり市町村なり府県というものを激しくなってきております、そういう場合に、明治以来の伝統的な考へ方——私はそう思つ

わけでございますが、そういう考え方に基づいた税財政制度では、新しい社会情勢に適合していくわけにはいかないのでなかろうか。現在の地方の制度あるいは地方交付税の制度にいたしましても、自主財源の増強というようなことで私ども努力をいたしておりますけれども、これまでのよ

うな考え方では新しい情勢にマッチできないのではないか、こういう意味合いで御指摘のような発言をした記憶がござります。

○稻葉誠一君 いまのお話を、抽象論としてはわざと立ててまいりたい、かよう考へております。なるべく、基本的には地方制度調査会等でも御議論をいただいて、そういう御意見を尊重して対案を立ててまいりたい、かよう考へております。

○稻葉誠一君 いまの御意見を尊重して対案を立ててまいりたい、かよう考へております。

○政府委員(宮澤弘君) 根本から引っくり返す

うのだ、考へるべきだと思う、こういうようなこ

とを言つておられるわけですね。ところが前段が

あると思うんですよ、宮澤さんの言つておられる

ことは、そこら辺のところはどういうことから

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(細郷道一君) そうすると、そこまではわかるけれども、そのいま言つたことに対する——官房長

にあまり聞くのはぼくはちょっと筋が違うと思

ますし、大臣に聞くのもあとにして。そうする

と、あれですか、税と財政制度の政府委員のは

うから、その点一体どういうふうに考へておるの

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(宮澤弘君) 根本から引っくり返す

うのだ、考へるべきだと思う、こういうようなこ

とを言つておられるわけですね。ところが前段が

あると思うんですよ、宮澤さんの言つておられる

ことは、そこら辺のところはどういうことから

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(細郷道一君) そうすると、そこまではわかるけれども、そのいま言つたことに対する——官房長

にあまり聞くのはぼくはちょっと筋が違うと思

ますし、大臣に聞くのもあとにして。そうする

と、あれですか、税と財政制度の政府委員のは

うから、その点一体どういうふうに考へておるの

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(宮澤弘君) 根本から引っくり返す

うのだ、考へるべきだと思う、こういうようなこ

とを言つておられるわけですね。ところが前段が

あると思うんですよ、宮澤さんの言つておられる

ことは、そこら辺のところはどういうことから

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(細郷道一君) そうすると、そこまではわかるけれども、そのいま言つたことに対する——官房長

にあまり聞くのはぼくはちょっと筋が違うと思

ますし、大臣に聞くのもあとにして。そうする

と、あれですか、税と財政制度の政府委員のは

うから、その点一体どういうふうに考へておるの

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(宮澤弘君) 根本から引っくり返す

うのだ、考へるべきだと思う、こういうようなこ

とを言つておられるわけですね。ところが前段が

あると思うんですよ、宮澤さんの言つておられる

ことは、そこら辺のところはどういうことから

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(細郷道一君) そうすると、そこまではわかるけれども、そのいま言つたことに対する——官房長

にあまり聞くのはぼくはちょっと筋が違うと思

ますし、大臣に聞くのもあとにして。そうする

と、あれですか、税と財政制度の政府委員のは

うから、その点一体どういうふうに考へておるの

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(宮澤弘君) 根本から引っくり返す

うのだ、考へるべきだと思う、こういうようなこ

とを言つておられるわけですね。ところが前段が

あると思うんですよ、宮澤さんの言つておられる

ことは、そこら辺のところはどういうことから

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(細郷道一君) そうすると、そこまではわかるけれども、そのいま言つたことに対する——官房長

にあまり聞くのはぼくはちょっと筋が違うと思

ますし、大臣に聞くのもあとにして。そうする

と、あれですか、税と財政制度の政府委員のは

うから、その点一体どういうふうに考へておるの

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(宮澤弘君) 根本から引っくり返す

うのだ、考へるべきだと思う、こういうようなこ

とを言つておられるわけですね。ところが前段が

あると思うんですよ、宮澤さんの言つておられる

ことは、そこら辺のところはどういうことから

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(細郷道一君) そうすると、そこまではわかるけれども、そのいま言つたことに対する——官房長

にあまり聞くのはぼくはちょっと筋が違うと思

ますし、大臣に聞くのもあとにして。そうする

と、あれですか、税と財政制度の政府委員のは

うから、その点一体どういうふうに考へておるの

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(宮澤弘君) 根本から引っくり返す

うのだ、考へるべきだと思う、こういうようなこ

とを言つておられるわけですね。ところが前段が

あると思うんですよ、宮澤さんの言つておられる

ことは、そこら辺のところはどういうことから

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(細郷道一君) そうすると、そこまではわかるけれども、そのいま言つたことに対する——官房長

にあまり聞くのはぼくはちょっと筋が違うと思

ますし、大臣に聞くのもあとにして。そうする

と、あれですか、税と財政制度の政府委員のは

うから、その点一体どういうふうに考へておるの

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(宮澤弘君) 根本から引っくり返す

うのだ、考へるべきだと思う、こういうようなこ

とを言つておられるわけですね。ところが前段が

あると思うんですよ、宮澤さんの言つておられる

ことは、そこら辺のところはどういうことから

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(細郷道一君) そうすると、そこまではわかるけれども、そのいま言つたことに対する——官房長

にあまり聞くのはぼくはちょっと筋が違うと思

ますし、大臣に聞くのもあとにして。そうする

と、あれですか、税と財政制度の政府委員のは

うから、その点一体どういうふうに考へておるの

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(宮澤弘君) 根本から引っくり返す

うのだ、考へるべきだと思う、こういうようなこ

とを言つておられるわけですね。ところが前段が

あると思うんですよ、宮澤さんの言つておられる

ことは、そこら辺のところはどういうことから

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(細郷道一君) そうすると、そこまではわかるけれども、そのいま言つたことに対する——官房長

にあまり聞くのはぼくはちょっと筋が違うと思

ますし、大臣に聞くのもあとにして。そうする

と、あれですか、税と財政制度の政府委員のは

うから、その点一体どういうふうに考へておるの

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(宮澤弘君) 根本から引っくり返す

うのだ、考へるべきだと思う、こういうようなこ

とを言つておられるわけですね。ところが前段が

あると思うんですよ、宮澤さんの言つておられる

ことは、そこら辺のところはどういうことから

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(細郷道一君) そうすると、そこまではわかるけれども、そのいま言つたことに対する——官房長

にあまり聞くのはぼくはちょっと筋が違うと思

ますし、大臣に聞くのもあとにして。そうする

と、あれですか、税と財政制度の政府委員のは

うから、その点一体どういうふうに考へておるの

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(宮澤弘君) 根本から引っくり返す

うのだ、考へるべきだと思う、こういうようなこ

とを言つておられるわけですね。ところが前段が

あると思うんですよ、宮澤さんの言つておられる

ことは、そこら辺のところはどういうことから

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(細郷道一君) そうすると、そこまではわかるけれども、そのいま言つたことに対する——官房長

にあまり聞くのはぼくはちょっと筋が違うと思

ますし、大臣に聞くのもあとにして。そうする

と、あれですか、税と財政制度の政府委員のは

うから、その点一体どういうふうに考へておるの

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(宮澤弘君) 根本から引っくり返す

うのだ、考へるべきだと思う、こういうようなこ

とを言つておられるわけですね。ところが前段が

あると思うんですよ、宮澤さんの言つておられる

ことは、そこら辺のところはどういうことから

か、ちょっとと説明をしてください。

○政府委員(細郷道一君) そうすると、そこまではわかるけれども、そのいま言つたことに対する——官房長

にあまり聞くのはぼくはちょっと筋が違うと思

ますし、大臣に聞くのもあとにして。そうする

と、あれですか、税と財政制度の政府委員のは

○國務大臣(藤枝東介君) いまお答えしましたようなことでございましたて、たとえば税にいたしましても、現実に個人の事業税というようなものを考えておきますと、はたしてこういうものをいつまで残していくかどうかということは、まあいろ

あるいは教職員が処分をされた問題に関連をして、何か公平審査がたくさん起きているわけですね。これは熊本なんかもわりあい起きているんですが、全国的ですが、宮崎県のは人事委員がやらされたという話を聞いておるのですが、それは

をやつてはいるかというような問い合わせに答えた結果、
という事実はあるようでござりますが、こちらから
ら処分しなければいかぬぞとか、あるいはそうう
ないとというような、強制と申しますか、そうち
たことはやつてはいないのでござります。

の公務員課に来ていただきまして状況を聞いたのでござります。

いろいろ財源の問題がございます。また、常に国庫で御指摘になるのでございますが、所得税の免税点の、課税最低限と住民税の課税の限度とが非常に違つてくる。その中間にあるものは一体どういうふうに規定されるべきか、いろいろ考へました。

どういうことですか。
○説明員(森清君) 宮崎県の人事委員の辞任の問題について御報告申し上げますが、御指摘のとおり、大量の不服申し立てがございまして、その審査はまだ終りません。

○福葉誠 君 その具体的な例をあげないとや
ぱりわからないと思うのですが、これは福岡は当
時まだ社会党の知事だったわけですね。福岡の総
務部長を自治省へ呼んで、なぜ処分しないかとか
何とか聞く、ことのあるのじゃなくてですか、ある

ぢやないですか。地方自治体に対する介入ぢやないですか。
いですか。あなたのほうでは、もちろんただ聞いた
ただけだというのだから介入ぢやないと答えるで
しょう、答えは大体わかっているが。どういう目
内でぞしむにこり。

ことになるのをたどり、よんだことをしなくともう
ますと、一つは、たとえば所得税と住民税の間の
配分、国と地方との配分の問題等もほんとうにも
う少し変わった角度から考えていかなければなら
ない。それからさらには現在御承知のように、本

查をどのよろうな形でするかとしちゃうことで、申しあげて、人を一堂に会して審理をするといふうなことと、人を人事委員会、それから処分側がいろいろ協議をしたようでございますが、その協議が最終的に整わないので、ある段階では数十人の申し立て

○政府委員(長富士郎君) 昨年の暮れでございま
すが、福岡県の総務部長が上京しておりますと
て、昨年のいわゆる二ーストの関係の問題につい
てはその間の経過はどうなんですか。

○政府委員長野士郎君　自治省といたしましては、地方公務員制度につきましての法律が予定しておられますところの制度の実施ということにつきましての責任を負つておるわけでございます。それでそんなどといたします。

年的地方財政計画では、歳入歳出の差が四兆七千七百億ぐらいでございますが、その中でいわゆる国庫支出金が一兆三千億ほど占めております。はたしてそういう補助金制度というものが、まあ必要なものもございましょうけれども、補助金をやめてむしろ地方へそれだけの財源を与えるといふようなことのほうがいいのではないかというような問題がございまして、それらについて、一方、地方制度調査会等において、あるいは税制調査会等において御検討願っておりますが、その御検討願う一つの案といたしまして、何かそういうものをわれわれはつくらなければいけないのじやないかということで、いま検討をいたしております次第で

なつておたのでございますが、現実にはそういう会場が見つからないというふうなことで、二つに分けるとか、三つに分けるというようなことでありました。それもまとまらないままに、一人の人事委員は任期がまいました。人事委員長は病気で入院をいたしておりましたので、そのような状態ではその三人の委員では審理を続ける責任が持てないのでいいなかということで御協議になつて、一人の委員は任期満了、あと二人は辞任の申し出がございました。で、知事のほうで受理をいたしまして、後任の委員を発令した、このよう聞いております。

○稻葉誠一君 この点については北村さんや山崎さんからも思つてますね、まあ公

○稲葉誠一君 いや、上京したときに聞いたことは何。あなたのほうで、自治省のほうで呼んだのですか、そこはどういうことになつてゐるの。
○政府委員(長野士郎君) 総務部長が上京しております際に、福岡県の模様を聞きたいということ連絡をいたしまして、行政局に来てもらいまして状況を聞いたわけでございます。
○稲葉誠一君 これは自治体が自主的にその一二の一統の行動というものに対して判断しておるわけです。それを何も自治省が呼んでかれこれ聞くべき筋合いのものじゃないじゃないですか、なぜそんなことをしたのですか。
○政府委員(長野士郎君) 具本的な県の問題でござります。

ういう意味で、公務員行政につきまして地方公務員法の実施を中心にして助言とか、援助とか、勧告とかいうことをいたすことになつておるわけでござります。御指摘の県の場合は、先ほども申申し上げましたように、改正公務員法後の条例制定なり何なりの問題について円滑な実現を見ていない状況の中にある県でございますので、そういう意味でも、そういう実施をはかるということについていろいろ県としての事情もあるわけでございましょうが、そういう、なぜ実現できないでそのままにおるかというようなことも含めまして状況を聞くということは、これは自治省としての任務の範囲に私どもは属しておるものと考えておるのであります。

○稻葉誠一君　いまのは地方自治に関する基本的な問題ですし、本来なら予算委員会とか、あるいは行政の委員会でやるべきが本筋だと私も思うんですから、まあこの程度にしておきにこゝと思

務員課長が答弁したわけですが、これに関連をして、自治省である県の総務部長を呼んで、これの処分をしなかつたのはけしからぬとか、処分をしきるとか、あるいはなぜ賃金カットをしなかつたのか

ざいますのであります。福岡県につきましては、ILO八十七号条約後の改正地方公務員法に基づく条例制定その他についてもなお未制定というような状況でございまして、やや、ほか

○稻葉誠一君 状況を聞いたということではなくて、一〇・二一の統一行動に関連をして福岡県では処分しなかったのですか。全国的にどうなんですか、全国的に処分をしなかつた府県があるので

うのですが、いろいろ地方自治をめぐって国と府県ないし市町村との関係の、何といいますか、指導の問題等、いろいろ問題がたくさんあると私は思ひます。そこで一つの問題として、これは宮

いろいろなことを聞いたことがあるのですか。
○國務大臣(藤枝泉介君) 昨年の十月二十一日の
地方公務員あるいは教職員の問題につきまして、
これはいろいろ全国的な規模で行なわれましたので

の県と違った特殊な状況があるわけでございま
す。そういうことでございました関係もございま
して、福岡県のその後の状況を含めましてそういう
う事情の聴取をいたしたのでござります。

崎県ですか、何か去年の十月二十一日の人事院勧告を完全に実施しるという、こういう統一行動を起こした。このことに関連して、自治体の職員や

で、地方団体側から処分その他についてどのよ
うな処置をしていいかと、あるいは他の県が、他の地方公共団体がどのようなこと

○稻葉誠一君　だれがだれを呼んで、どういう話を
をしたのですか。

○政府委員(長野士郎君)　中島総務部長に行政局

そういう事例がございます。
○稻葉誠一君 全国的に福岡と京都その他あります。
すね。そのときに、なぜこの統一行動に関連をし

らもう一つは、処分をしない当局があるといふと、当局としての能力がないものとするんだ、そんなことを言つてゐるんですかね、そうですか。処分しない当局があるといふと、当局としての能力がないことになるの、あると当局としての能力がないことになるの、これは。

○説明員（森清君）速記をとつておるような形式ばつた会議ではございませんので、どのような発言をしたかということにつきましては、詳しくは記憶にございませんが、能力がないというふうなことは言つた覚えはないのであります、ただ、処分はしたいんだが、処分をしたら、あとでござたするから、ほんとうはやるべきことなんだけれども、ようやらないんだというふうなことで、それでそういう態度をどうしますかというような御質問がもしあつたならば、処分は本来すべきだけれども、する勇気がないんだ、したら、あとよけいごたがが起きるんだということに対しても、これは処分すべきだとすることを考えれば、処分するのではありませんでしようというようなことは、あるいは申したかもわかりません。能力がないとか、あるいは処分をすべきであるというようなことでは申してないと思っております。

○稲葉誠一君 話の内容は、これは政府委員でない説明員のことですから、ぼくも限度を心得て、限界を守つてあれしますが、これは大臣が言つたということなら、もつと事実かどうか確かめなきゃいけませんけれども、どうもそうじゃないらしいですよ。あるいは話を聞いてるほうが、そういう考え方で聞いたのかもわからなければ、どうもその中で、最終的には自治省としては自治省の持つているいろんな権能を使って処分させるようにするんだ、その権能というのはいろいろあるけれども、そういうことをやらないところは、特別交付税の減額ということも場合によつては考

えられるんだという意味のことをどうも言つたよ
うに、列席した人からぼくら聞くのですよ。それ
は質問のしかたで特別交付税の減額といふことも
考えるのかと聞かれたので、そういうこともある
いはあるかもしませんと答えたのかもわかりま
せんがね。こういう意味の回答もあつたんですね。
か。政府委員じゃないので、ぼくも聞くのもちよ
つとあれだけれども。

ら、一言一句のニュアンスが出ていませんから、ニュアンスによって、ぼくももちろん聞き方は違うし、考え方が違ってくるので、直ちにこれに対するこうだといって大だんびらをつるわけにはいきませんが。それでぼくも考えますけれども、どうもこのときの話は、場合によつては特別交付税の減額ぐらいやるぞ、うんと処分しろということを言ったように列席の人から私ども聞くんですね。どうもそういうふうなことがあったように思ふのです。これはほかのことからもあらわれてくるんですね。ということは、たとえば大臣にお聞きしたいのは、いままではこういうふうに個々の人を処分することはあまりなかつたでしよう、幹部を中心によつていたわけですね。なぜ今回の場合は限つて個々の人をこういうふうに処分するようになつたのかということですね、これはどういうことなんですか。自治省がこれはいろいろと指示しているんじゃないですか。

こういうことをやつたんじゃないですか。それ交付税の問題とか、起債の面とか不利になるかもしれない」と考えて、こういうふうなことをやつたんじないですかね。どうもそういうふうに考えられますね、今までないことでしょう、こういふことはお聞きしたいのは、人事委員会に対し提訴がいろいろ行なわれていますね。提訴で全員なら全員と一緒にやるということをきめたのに對して、それはよくないから分離してやるということを自治省側で言つたことはあるのですか。

○政府委員(長野士郎君) こういう審理につきまして、どういうふうなやり方をするか、従来からいろいろなやり方があると思いますが、場所によりますと、いまお詫がございましたのように、処分されたもの全部を一堂に集めて審理をすべきだという申し入れが職員団体の側からあるようなどころがございます。こういう点について意見を求めるられておるわけでございまして、中にはそれが数百人あるいは数千人に及ぶようなものを一堂に会してやれというような事例もあるようでございます。そういうことでほんとうに審理というものが一体できるのかどうかということになりますといふと、これはやはり問題でありまして、それぞれの単位で考えていくというほうが、ほんとうの意味の審理ができるのじやないか。これはまあきわめて、そういう意味の常識的な意見を述べておるのでござります。

○委員長(豊田雅孝君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。

○委員長(豊田雅孝君) 暫時休憩します。

午後二時十三分休憩

午後二時四十九分開会

○稻葉誠一君 去年、十月二十一日の統一行動のあとに、自治省で何か土曜日に朝からみんな運動会に行ってしまったという話がありましたね。

(笑声)いやいや、笑い話じゃないなくて、それはど

んなことなんですか、ぼくはよく知らないものな

んで。

○政府委員(宮澤弘君) 御承知のように国家公務員につきましてレクリエーションという制度がございまして、自治省といたしましても從前から職員の士気を高揚するという意味合いで、全職員一堂に会しまして運動会をやっていたわけでござります。昨年も成規の手続によって運動会をいたしましたわけでございますが、それにつきましていろいろ世の中の批判も、おっしゃったようにあつたようになります。

○稻葉誠一君 別に批判はしていないのですよ。あなたのはうで士氣高揚のためにやつたというならいいことなんですね、これは、各省みんな運動会やるのはいいのですが、普通の日にやつているのですか、この日、土曜日にやつたんですか、それで朝からみんな行っちゃつたというのだけれども。

○政府委員(宮澤弘君) 土曜日の午前中からかなりの職員が出ておりました。ただ、仕事自身渋滞を来たさないよう、各課何人か置いてございましたけれども、そのほかの職員は朝から出たということです。

○稻葉誠一君 このことで次官が何か訓告か何かになつたのですか。

○政府委員(宮澤弘君) 手続きとしては手続きをとつたわけでござりますけれども、やはり一般の世間の批判なり何なりございましたわけでござります。その行事自身については慎重にやるべきであるというお話をあつたわけでござります。

○稻葉誠一君 世間の批判は別であつて、批判は正しい批判もあるし正しくない批判もあるのだから、そういうことにこだわる必要はないと思うが、何か訓告だか勧告だか受けたのですか、口頭の

説教みたいなものがあつたのかどうなんですか。

○政府委員(宮澤弘君) これは内閣筋のほうから、今後こういう問題については慎重に考えるよう、こういう話があつたと思います。

○稻葉誠一君 そういうふうにあれですか、職場をあけても別に事務に渋滞を来たさなかつたのでしょうか。それで、賃金カットも何もしなかつたの

でしよう。

○政府委員(宮澤弘君) 行事自身は国の公務員制度に基づきまして成規な手続をとつた行事でござります。賃金カットというようなことはございません。

○稻葉誠一君 そんな成規な手続をとつた場合にはありますか、普通の日でもあけてやつていいといふことなんですか、どういうことになつているのですか。変なこと聞くようで、恐縮なんだけれども、ぼくがなぜ聞くかといえば、こういうことやつたって別に事務渋滞を来たさなかつたわけですよ、あなたのほうで。だから聞いているわけですよ。

○政府委員(宮澤弘君) 国家公務員法に基づきましてレクリエーション計画と申しますが、レクリエーションの制度がございまして、それには、私はつきり時間数を覚えておりませんが、一定の時間はそういうものにさいてよろしいのだ、こういう制度になつていただけでございます。事務に渋滞を來たしたか来たさないかということでございますが、それは全職員が出ておりました場合に比べまして多少問題があつたことはないとは思ひません。一方においては職員のレクリエーションの制度というものがやはり制度として認められておりますから、そういうことをいたしたわけでござります。

○稻葉誠一君 言つたように自治省のレクリエーションのようには、ちつとも事務に実害はないのだから、そのことを処分したり賃金カットするというのをおかしいじやないです。行き過ぎじゃないですか。政

府のほうが悪いからある程度の抗議は当然だと思います。

○國務大臣(藤枝泉介君) 人事院勧告は完全に実施されてないわけでしょう。完全に実施してくれということ自身決して悪くないで

すよ、これどうなんですか。

○國務大臣(藤枝泉介君) まさにそういう要求を

されること自体悪くないことだと思います。

○稻葉誠一君 その要請をするために三十分ぐら

い、まあ一時間くらいか、かりにおくれたとか休んだとしても、そのことによつて事務は別に渋滞をついているわけですね、非常に広範囲にわたっているわけではございません。手配を十分にしていけば問題にならないんじゃないですか。

○國務大臣(藤枝泉介君) この人事院勧告をどう実施するかということについての御批判、いろいろあるうと思います。ただ、政府側といたしましては、財政上の関係その他からいたしまして、五

月にさかのばれというのを九月からということにいたしたわけでござります。それ自体についてのいろいろの御批判は確かにあらうと思いますが、それは、財政上の関係その他からいたしまして、五

月にさかのばれというのを九月からということにいたしたわけでござります。それ自体についての理由にいたしまして、やはり就業時間内、執務時

間の間を他にさくというようなことは、まあ地方公務員法上禁止されておることなんでございまして、その理由がいいからやつてもいいではないか

ということにはならないのじゃないかと思うわけ

でございます。

○稻葉誠一君 時間を他にさいたとしても、いま

言つたように自治省のレクリエーションのようには、ちつとも事務に実害はないのだから、そのことを処分したり賃金カットするというのをおかしいじやないです。行き過ぎじゃないですか。政

府のほうが悪いからある程度の抗議は当然だと思います。

○國務大臣(藤枝泉介君) レクリエーションにつ

いては法律の定めによりまして、成規の手続をす

ればそれだけある時間はそれに充ててよろしいと

いうことになる。ところが、一般的の地方公務員が

普通の勤務の際におきましては、その勤務をなま

けて——なまけてと申しますか。他の仕事をさく

ることは、これはやむを得ないことでないかとい

うふうに考へるわけでござります。

○稻葉誠一君 レクリエーションの問題、大臣の判断が当を得ているかどうか問題がありますが、

この程度にして、いずれにしても一〇・二一の闘争について処分をするというのは、非常に広範囲にわたっているわけですね、非常に広範囲にわたっているわけですね、非常に広範囲にわた

ついて、その処分に対しても人事委員会に審査をしていくべき問題にならないんじゃないですか。

○國務大臣(藤枝泉介君) もちろん、公務員の権利としてやれるわけでござります。

○稻葉誠一君 その有給休暇の範囲でら出で行かなければならぬから休暇を有給休暇の範囲内でもらうということも自由でしょう、これは認められるじゃないですか。

○國務大臣(藤枝泉介君) その有給休暇の範囲でありますならば認められるわけでござります。

○稻葉誠一君 休暇以外であったとしても、これは認めたままの範囲内でもらうということも自由でしょう、これは認められるじゃないですか。

○國務大臣(藤枝泉介君) その有給休暇の範囲において休むこととは決して悪いことだから、そのことで休むということは決して悪いことじやないでしょ。

○國務大臣(藤枝泉介君) もちろん有給休暇の範囲において休むこととは与えられた権利の一つでござります。ただ、それはあくまで事務の支障のないというとの前提に立つわけでござります。

○稻葉誠一君 有給休暇は権利である以上、事務に支障があるとかないとかいうことによって、それが許可するとかしないとかいうことは言えるか言えないか、これは問題のあるところだと思う、

議論がね。これは防衛府長官がお見えになつておられますから、きょうは議論は街ぶらりんみたいな形でまだ終わらせんけれども。それで、ひとつ別のことでお伺いをしていきたいのは、かねがね

問題というか、前の地方自治法の改正のときに、たしか府県だとか、そういうところの県会議員や

何かが府県の建設工事を請け負つてはいけないと

いうことが出来ましたね。

○政府委員(長野士郎君) 現在、地方自治法の改

正によりまして、県会議員が請け負つてはいけないと

というのは禁止されております。

○稲葉誠一君 県の仕事を請け負うことは、県会議員は禁止されておりますね。ところが、その法律が出てから今まで、たとえば社長だった者を会長にしたり、名前を弟のものにしたり、自分は事実上会長の地位にあつたり、ほとんどといつていいくらい脱法行為ですよ、全部がといつていいくらい請け負っていますね。その実態をきょうは時間がありませんから、この次に質問しますから、あなたのほうで調べた実態を明らかにしてくら、あなたがどうして請け負っているのかを聞かれてませんか。各県に連絡して、各県の県会議員で土建屋が相当いますよ。それがいまではありますよ、その地方自治法の前は自分が社長か何かだったのを、代表者だったものだから、県の仕事を請け負わないと自治法が改正なったので、代表者だつたら請け負えないといふので、代表者を弟や細君にして自分は会長になつたり、別の形になつて、それで全部会社の名前も同じ会社の名前です。それから社の何と言つて、紋章みたいなものもありますね。あれも同じ紋章。それで県の仕事を請け負っていますのが全国さらになりましたよ。これはだから、この地方自治法を免れるために名前だけを弟や細君に社長を譲つて自分が実権を握つて実際やつているのは、これは脱法行為でしよう。これはどうですか。

○政府委員(長野士郎君) 現在の地方自治法は、先生が御指摘のとおり、そういう会社の責任者といふことになることはできないときめられております。したがいまして、この規定を免れるために、実質上は会社の総括主宰者でありながら、免ることでありますよ、そのためのと考えます。

○稲葉誠一君 その法律を免れるためにやつてゐるのかどうかということの認定はむずかしいですね、率直な話。それはむずかしいですよ。だけれども多いですよ、それは、脱法は調べてごらんなさい、あなたのほうで。こんな人事委員会の処分するひまがあつたら、処分のほうを一生懸命や

るひまがあつたら、地方自治法違反の実態というものを、脱法行為が行なわれているのだから、これは全国的に調べてごらんなさい。ぼくは例を幾つでも知つておるのです。そのために県会議員であるのが多いのですよ。そういうことを言うぢや悪いけれども、自民党に多いのですよ。いや、悪くないか。自民党的土建屋、土建屋と言うのは悪いけれども、正式な名前といふものは知らないけれども、県会議員になりたいのですよ。県会議員になつていって県の仕事を請け負えば、選挙の費用なんかすぐまかなえるわけですから、県会議員一生懸命やついて、形は前の代表者で、社長だけぱつとかわっているのですよ。実際は自分がやつてゐるのですよ。こんな全国ざらですよ。こんなのが多いから日本の政治が腐敗する一つの原因にもなる。これは話が横にすべつてあれですけれども、これはあなたがどうで調べてごらんなさい。脱法行為が行なわれているかどうか、やってみつか、やりませんか。

○稲葉誠一君 脱法行為であるのか、ほんとうに実力者といいますか、ほんとうの主宰者からはずれているのかどうか、それをさがすのはなかなかむずかしいと思います。調査はいたしてみたいと思います。

○稲葉誠一君 いまの問題は、これは笑い話じやなくて、ぼくはいかぬと思うのですよ。そのほかにいかぬところがまだいろいろありますね。いずれにいたしましても、急に何か一時間といふことでいろいろあれしたわけですか、あとは北村さん、山崎さん、私も残っているのもあれば、この次にやりますが、きょうは一応これで終わつておきます。

○委員長(豊田雅幸君) 本案につきましては本日はこの程度といいたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅幸君) 速記再開。

○委員長(豊田雅幸君) 次に、防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案並びに防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題いたします。

なお、両案につきましては、提案理由の説明はすでに聽取いたしております。関係当局からの御出席は、増田防衛厅長官その他政府委員の方々であります。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○源田実君 先月の十七日に、中共で第六回の核爆発実験が行なわれたのであります。この核爆

発実験はいわゆる核兵器の爆発である。こういふことが大体まあつきりしておられます。この開発の速度というものが非常に問題になると思うのであります。その速度についてこういふことを伺いたいと思います。今まで防衛厅で予想され

ておった開発の速度と、現実に行なわれた速度とは一体どういう関係になつておるか、これをひと

つ伺いたいと思います。

○政府委員(島田豊君) 過去五回の核実験の状況、ことに三回目と五回目が核材料を含みますところの核実験であるということからして、中共は近いうちに水爆の実験をやるのではないかといふふうにわれわれも観測をいたしておりましたので、そういう意味におきましては、第六回の水爆実験と言われておりますこの実験のテンポといふものは特に早いといふふうな感じを持っておらなりふうにあります。

○源田実君 そうすると、今後の開発の速度といふものは、今までの線をたとれば大体予想どおり、将来のことはわかりません。しかし、いまが大体カーブに乗つておるとすれば今後も大体カーブに乗るだろうと思うのです。その公算が多い。

その場合に、これがある程度実戦配備につき得る時期、その実戦配備といふものは、どれなら実戦配備といふことに限定し得るかということは、こ

なり、こういうものが一応整備したときは、まず実戦配備が整うといふ時期だらうと思ふのですが、その数によつても違うと思ふ。ロケットの性質によつても違うと思うのですが、それが要するに近隣諸国に對して大きな脅威となるというような時期、それからまた、これがさらに遠いモスクワとか、あるいはアメリカとかいうものに大きな脅威になるという、そういう時期の見通しは一体どのくらいな見当になつておりますか。

○政府委員(島田豊君) 今後の中共の核の装備の見通しにつきましては、これはなかなか的確に判断する資料を私ども持ち合わせておりませんが、アメリカのマクナマラ長官が言つておりますは、MRBM程度のものにつきましては、ここ一、二年の間に装備がされるということでございまますし、長距離のICBMにつきましては、これが実際に実戦化されるのは一九七〇年代の半ば以後であろうというふうに言つておるわけでございまして、その実戦化といふものがどの程度の核爆弾なり、あるいは核弾頭を装備いたしました場合に実戦化と言えるか。あるいは現実に周辺諸国に對する脅威となるかといふ問題はなかなかむずかしい問題だと思いますが、そういう意味におきまして、実は核開発、核装備の時期につきましては、いろいろの数字がございます。それはやはりどの時点、どういう規模のものをどういうふうに判断するかといふことによりまして、時点もおのずから違つてくるかと思ひます。それはやはり数年の間にはかなりの原爆なり、あるいは弾頭が装備されるということが見通しされるわけでござります。ミサイル以外におきましても、たとえば現在ミサイルを運搬できます潜水艦がすでに保有されておるというふうに言つておりますし、これにミサイルが搭載されるということになりますと、これはまた一つの大きな脅威になるといふふうに考へるわけでござります。的確にいつの時点からこれが具体的に実戦化されるか、それが周辺諸国に現実に脅威を与えるということは明確には申し上げられませんけれども、まあここの数年之間

する防衛というものについては、やはり将来といふか、なるだけ早い時期からひとつ研究をしていただきたい、こういううぐあいに私は考えております。

○國務大臣(増田甲子七君) 核弾頭をつけないICBMに対する、あるいは飛しよう体に対する防御方法を考えたことがあるか。ただいま防衛局長の答えましたとおり、まだ研究いたしておりませんが、将来は核弾頭をつけないICBMも使い得るという源田先生のお話も承りまして、その方向に向かって研究をするまでは言いかねますけれども、やはり考慮の中に入れなくてはならない、こう考えておる次第でござります。

○源田実君 先ほど防衛局長のお話の中に、例の、核戦争に関する限りはアメリカの核の傘の下に入るという、これは政府がずっと言つておる方針であります。しかし、これは方針なんでありますが、それからアメリカのほうの文献を見ても、アンブレラということばを使っておるから、あれは向こうからきたことばかと思うのです。ところが私はここで考えてみて、何か核の傘といつて、日本の上に、アメリカが約束しておる国之上に何も傘を置いてくれるわけではないのであって、たまはやはり飛んでくると思うのです。あの核の傘という意味は、もし日本なら日本を攻撃するものがおったならば、それを攻撃できないよう未然にアメリカの優越した反撃兵力をもつて防ぐ、これがほんとうの意味じゃないかと思うのです。その後に考えられることは、それでもなおかつつ違いがおつてやつたとすればあとからかたきをとつてやる。日本はそのときはもう参つておるのですね。あとからかたきをとつてくれたつて非常に困るので生きている間に、これが現実に守られる必要がある。そういうことになりますと、二つの問題が考えられると思うのです。その一つは先ほども申し上げましたように、ロケット防衛、このロケット防衛に対する対策というものは、これはどう振り回しても攻撃に使うことはできません。いまの技術では。これから十年余り

のところを予想して、どう振り回してみても、これを攻撃に持っていくことはまずできないと私は考えます。したがつて、ロケットを、日本の上空に到達する前にこれがインポーテントになるように、そういうことを考えることは絶対に必要でもう一つで十分にこれは研究さえすればできることである、こう考えるわけです。しかし、ここは全然行なわれていないということは、一つの防衛上のこともあります全然ならないと思うのです。いまのワクターの中でも十分にこれは研究さえすればできることであります。また、これがいまの政府の方針を逸脱する私には欠陥であろうと思うのですが、その次にもう一つ大きな欠陥というものは、万一そういう核戦争が行なわれた場合、日本で行なわれなくてよしで行なわれても、どういうことが起きるか。日本が全然戦争に巻き込まれない場合にどういうことが起くるか。全面核戦争が起つた場合、そういう場合どういうことになるか、もちろん地球上はほとんどこの放射能じんでおおわれるわけです。その放射能じんが一番乗りやすいのは、南北にあります、このジェットストリームという、上空にある大きな空気のものすごい大きな川がございますね、御存じだと思います。これが日本の上空を冬は多いときは三本通り、夏は大体二本から一本、それから少し夏は北へ上がるわけです。それはちょうど日本付近を大体通るわけです。南は、冬は台湾まで下りますけれども、北は北海道ぐらいまで上がります。しかし、大体日本の上空を通つて北半球をぐるぐる回つてゐるわけです。これは积迦に説法だと思います。しかし、こういうジェットストリームが通つておるその上空は、いわゆるキノコ雲が行つて放射能じんがそこにたまるところである。そうすると、よそでいくさが行なわれるとしても、もしそれが核戦争の場合には、日本がそれにはたとえ入つていらないとしても、いまごろのようなこのつゆどきには一番日本は放射能じんがよけい降りてくるところである。これは日本がこよういうところに置かれておるので、もう土地をかえる以外に手はないわけです。世界の気象を変えらるか、日本の位置を移すか、ここにいる限りは、

墳墓の地にいる限りは避け得られない。その場合に、人の戦争だ、あるいは人の実験だといって、日本の国民がもし放射能の影響によって、被害を受けるようなことになつたらこれはたいへんなことだと思うのです。これは武装する、しないといふようなことに——これはいろいろ日本の国内でも意見が分かれているのであります。分かれているのであります、武装する、しないにかかわらず、日本の国民が、自分が攻撃されたらもちろんのことだが、そうでなくとも、人のけんかによつても日本の国民がなお被害を受けるというような状況にあると私は考える。このいわゆる民防という問題であります、これには、たとえば食糧の汚染をどうやって早く探しして、どうやつてこれをきれいにして国民のみんなの食糧に供するか、水はどうやるのか、あるいは空氣はどうやるのか、いろいろな被服なんかにも降つてきて、それが影響を及ぼすと思うのです。平和に暮らすつもりでも、日本人が実はそのうちに放射能の反応をあらわし出すというようなことについて、私は、いまこれは防衛庁が主管ではないのでありますが、やはり防衛庁は相当なこれは関心を持たなければならぬ、相当じゃない、うんと関心を持たなければならぬ問題だと思うのです。こういうことについては、いま私は私の承知している限りはほとんど日本では何にもやられていない。中立国、ほんとうの中立国としてやつておるイスラエルとか、スウェーデンとか、これに関しては非常に、完全ではないでしようが、實に至らざるところなしというほどの準備をしておる。それからほかの、もうソ連もそうであろうし、アメリカもそうであるし、イギリスも西独もみんなそれぞれの準備をやっております。これほどの大工業力と、これほどの大人口を持つておる、しかも優秀な一億の人口を持つておつて何にもやつていのいのは日本だけじゃないかと私は考える。これはこういうぐいに放置しておくべき性質のものじゃないのであって、日本国民が一人でもそういうところで被害を受けることがないよう、これは当然やる

べきだと私は考えておるので、あるいは私が知らないで、そういうことがもう準備されておるかも知れないのです。もしそういうことがあります、もしあつたら教えていただきたいし、そうでなければ、これはなるだけ早く始めるようにしていただきたいたいと思うのですが、ここひとつ長官の御見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(増田甲子七君) 非常にむずかしい問題を御提起になりますて、私はなかなか答えにくいでござりまするが、私は現在の米ソの間にあらる雪どけムードというものは、全面核戦争になれば人類はなくなってしまうのだから、そこで政治体制がどうあるとこうあると、そんなことは問題じやないということを米ソのおの考え出したということが原因であると私は考えております。したがいまして、全面的核戦争というものはないのではないか。もつとも「満にて」という本を四、五年前に読んだことがございますが、またスウェーデンへ一昨年参りました、民防のこととも、地下室のことなどと拝見してまいりましたが、これも局部的核戦争以外はとてもスウェーデンもやつておりますんし、スイスのことはこまかくは見ておりませんが、むしろ源田さんからお聞きしたいわけでござりますが、私は周到なる、全面的核戦争対処する方法を講じている国はないんじゃないのかと考えております。というのは、それがあつたのでは人類がなくなってしまうのですから、ある国の指導者が、たとえその国の人口が半分なくなつても、残る半分が理想国家をつくらなければいけないかと考えております。というのは、普通の精神の所有者じゃないと思つております。残る人々もまた白血病患者になつて、いずれは遺伝的素質を持つて、本人が発病しなくとも完璧なる人類としては残らなくなりますから、そこの武器ができた以上は、普通の武器というのは相手を殺すだけで自分を殺さない武器が普通でござりますが、相手を殺し、しこうして自分を殺してしまふ、相手の國も滅ぼすかもしれないが、最後に

は自分の國も滅してしまう、なくなつてしまふというようなことはとんでもないことである、あり得べきことではないと思つております。また、ないようになくてはならないと考えておるわけでございまして、そこで民防のこと——自衛隊のなればいいとかいう、そういうしきは多少あるにはあります。しかし、これも徹底したものではございませんし、民防として各般の措置を講ずるといふところまで、考慮するところまでいっておりませんが、これはやはり私は核のかきであります。核戦争がないようするための核のかきである、そうでなかつたら何ら意味がない、向こうで幾らこうもり、こうもりと言つてくださつてもこちうまいにはならないと、こう考えておるわけでござります。たいへん源田さんの御質問に対するお答えとして不満足なことになるかもしませんけれども、防衛庁長官という立場においても、そういう信念を、個人のみならず持つておるわけでござります。

ながら、そういうものが発展していくと困
うのです。それで、とにかくオールマイティでは
なくなつたということが現在出ているわけなんですね。
人類が全部参つてしまふといふようなことす
す。スウェーデンのような国は、ほとんど全国全
をたしか地下に入れるということまで考えておる
ようですが、ああいふことをすれば、ああいう国
はほとんど残る。しかしながら、何もしていらない
ところは、みな、死んでしまうといふようなことす
もあると思いますから、これには答弁は要りませ
んけれども、重ねてひとつ、この犠牲を最小限に
とどめるという意味において御考慮をお願いした
いと思います。

続いて、さつきちょっと触れましたが、いまABR
Mという問題が、ミサイル防衛のミサイルという
問題が、非常にやかましく新聞なり雑誌なりで論
ぜられているのですが、これがもし伝えられるこ
としが、ほんとうにそのままで二、三年のうちに
あらわれるとなると、現在、世界におけるいわゆ
る核バランスという問題が相当大きく動搖してく
ると、こう考えるのですが、この問題について、
ひとつ防衛庁の御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(島田豊吉) 先ほど先生からお話をござ
いましたように、従来まだこういうABMの研
究開発が進みませんまでにおきましては、要する
に、核兵器というは、非常に絶対兵器、究極兵器
である。それに対する対抗手段なしというこ
とでまいつたのであります。その後、こういう防
衛網がだんだん研究開発されまして、ことに昨年
の十一月でございましたか、ソ連のモスクワ周辺
にABMが配備されているということがアメリカ
のほうから言われ出して、特にこの問題が大き
取り上げられるよになつたわけでござります
が、要するに従来の考え方の方は、おそらく米ソとも
核攻撃力を持つことによって平和を維持する、要

するに戦争を抑止する、こういう考え方でないつたと思いますが、その後 A B M と申しますか、要するに防衛組織というものがどんどん研究開発せられまして、それが有効な手段であるということになりますと、核攻撃力によって戦争を抑止するという考え方がだんだんとくくなつてまいります。一方のほうは、さらにそれに対して非常に整備すればするほど核攻撃力のバランスというものはくずれてくる。そういうことになりまして、相手側に A B M システムというものを整備されると、一方のほうは、さらにそれを対して有効な攻撃手段、A B M を突破する有効な攻撃手段というものを開発するであります。それに対して、さらに一方もそれに対抗する防衛組織を整備するというようなことで、これは要するに、非常に技術面での激しい競争になる。それから、また非常に巨額な経費を伴うということで、実はアメリカのほうも、御承知のとおり、これについての一つの制限に関する申し合わせをしようじゃないかというように、アメリカ側からソ連に提案をしたというふうにいわれているわけでござりますし、この問題は先般のグラスボロの会談においても取り上げられたことが、新聞に報道せられておるわけでございます。私どもは、ソ連のほうの防衛網につきましてはよく承知いたしておりますけれども、アメリカ側の従来の開発状況を見ますと、一九五五年ごろからいわゆるナイキジュースというシステム、これの開発を行ないまして、一九六二年ごろには現実にタイタン等を使いまして、これに対する迎撃の実験にも成功したと、こういうようにいわれておりますけれども、非常にたくさんの弾頭が一齊に攻撃を加えてくる。あるいはおとり弾頭が盛んに使われるというになりますと、ナイキジュースのシステムではまだ脆弱であるということで、これは一九六三年ごろからナイキシステムというものが開発をせられておるわけでございまして、一つはナイキジュースにかわりますスバルタン、これは非常に広域を防衛するためのものでございます。そ

アメリカで一応あ
うようなものでな
るものでエックス線
に働き得るといふ
ことをちょっと読
いて一体防衛局で
防衛局ではどうい
うぐうしておら
ているか。そこら
者じやありません
ひとつ防衛局でわ
たいと思うのです。
○政府委員(島田農)
して爆発をさせて、
りまして相手の弾
するというふうな事
うふうな記事は読
それについての深
おりません。

にはならないというくらい私には考えられないで
はないと思うんです。そして、そういう点につい
ては、もし中共の核兵器が今後どんどん多くなつ
てきて、これがああいう協定から全然ワクをはず
れたところで大きくなつてくる場合には、重大な
るバランスなり、安定度をくずすような結果にな
ろうと思うのですが、そういう点についてははどう
いうぐあいに防衛庁でお考えになつていますか。
○政府委員(島田豊君) これは現実に中共のIC
BMの装備化というのがかなり先の問題でござい
ますので、いまそれが米ソにどういうふうな影響
を与えるかということはなかなか判断がつきませ
んわけでございますが、アメリカのほうはマクナ
マラ長官が言つておりますのは、アメリカのAB
Mシステムの展開というものが、中共のICBM
の展開よりもさらに早いであろうという見方をい
たしておるわけでございまして、ただ、これはそ
ういう次元における見方でございまして、将来、

年ですか、やつたときからだしか始めたと私は覚えておるんですが、自衛隊機があの核爆発やつたあと、あのときから始めて、それからずっと続いたんですが、とにかくいま続いておるかどうか知りません。知りませんが、とにかく日本の国民に若干でも被害を及ぼすようなことがあってはいけないから、ちょっとでも早く放射能の量を探して知しようというので、あの当時、日本で北海道、中部及び九州と三ヵ所に分かれて高空の空気を採集してきた、それが現在はたして行なわれておるが、まだこの間、いまやつておるのは中共だけですが、その中共がやつておる核実験のあとは少ないくともやつておるかどうか、どういうぐあいにやつておるか、その成果はどうなつておるのか、その分析はどういうぐあいに——これは科学技術庁に危険を十分予知し得るだけの余裕をもつて知ら

経験もつかない多心類の性質つかれよと云ふ上

源田美君 さっき局長のお話があったアメリカとソ連との間で、たとえABMに対する協定がでたとしても、このことはアメリカとソ連との間ににおける一応の安定は得られるかも知れないけれども、しかし、これはさぞ大きな面からみると、いまの中共でどんどん核兵器の開発が行なわれるといふと、これは全然無関係に、ABMがなければがえってぐあいが悪くなる。そういう協定がかかるべくが悪いとなるという結果になると思うのです。したがつて、これは日本の関知したことではないといふればそれまでの問題ですが、全体でいきが起これば、もし長官が言われるよう、全人類が死ぬなら日本も死ぬのだ、結局、日本も無関心でおれないとと思うのです。こういう核拡散防止条約なんといふもの、まだそういう関係で、いまノ福ドロツクに乗り上げてなかなか見通しがつかないというような状況でありますから、ああいう二つの国だけで協定がうまくいったというので、アメリカ本土あるいはソ連本土は、お互いの間ではある程度安全であるかもしれないけれども、そのほかの国はそれによつて安定度を決して増すこと

中共のICBMが非常に姿があえてました。場合に、情勢がどうなるかということはちょっと見通しがつきませんけれども、これは要するに、私どもの問題というよりも大きな世界的な核の拡散防止というふうな問題にも関連いたしてくるわけでございますし、軍縮委員会等の問題、いろいろな問題ということにならうかと思うわけでございまして、私どもとしては、ここでどうという判断を下す力もないというわけでございます。

○源田実君　これはよく、いまも言われましたが、中共の核装備は何年か先の話であつて時間がかかるという話はよく言うのです。ところが、こちらで何か準備をして、まさかの場合でもいいように準備をして、その準備をやつておるなら、何年か先だから余裕があつて、それまでには追いつくということは言えるのです。何にもやらなきゃ百年先であるうが何年先であろうが同じことなんですね。これは私は慎重にひとつ考えていただきたい。これは返答要りません。

次に、ひとつ、これはこまかいことなんですが、この間も核爆発やりまして、ソ連で一九六一

○政府委員(國井眞君) 放射能の調査につきましては、防衛廳としては、内閣に設けられておりまして放射能対策本部の調査の一環ということで、ただいまお話をございましたように、航空自衛隊が北部、中部、西部三区域に分けまして、F-86 Fを主として使いまして、放射能塵の収集をいたしております。調査の方法としましては、航空機に集塵器をつけた場合と、それから一種のハエとり紙のようなものござりますが、ガムド・ペーパーを取りつけて調査をする、この二つの方法を使つて調査をいたしております。なお、この収集をいたしたものを、私のところの技術研究本部におきまして資料の計測並びに分析を行ないまして、結果をこの放射能対策本部に報告をいたしております。爆発等がありましたときには密度を濃くいたしまして調査をし、それ以外のときには、中部等を中心に週一回程度調査を平常行なつておるという状況でございます。

○政府委員(國井眞君) 放射能の調査につきましては、防衛廳としては、内閣に設けられておりまして放射能対策本部の調査の一環ということで、ただいまお話をございましたように、航空自衛隊が北部、中部、西部三区域に分けまして、F-86 Fを主として使いまして、放射能塵の収集をいたしております。調査の方法としましては、航空機に集塵器をつけた場合と、それから一種のハエとり紙のようなものござりますが、ガムド・ペーパーを取りつけて調査をする、この二つの方法を使つて調査をいたしております。なお、この収集をいたしたものを、私のところの技術研究本部におきまして資料の計測並びに分析を行ないまして、結果をこの放射能対策本部に報告をいたしております。爆発等がありましたときには密度を濃くいたしまして調査をし、それ以外のときには、中部等を中心に週一回程度調査を平常行なつておるという状況でございます。

る状況ですか。

○政府委員(國井眞君) 私のほうが調査いたしておりますのは、ただいま申しましたように、内閣の放射能対策本部に集まつたものと申します。内閣の放射能対策本部で、その他の関係各省が皆協力をいたしまして、大体高度八千ないし一万二千メーターの高空の放射能を収集をして調査をするということになつております。内閣の放射能対策本部に集まつた資料は、そのほかに地上におけるもの、その他の関係各省が皆協力をいたしまして、総合して対策本部で危険度の度合い、あるいは一般国民に対する事前の啓蒙と申しますか、全体としての状況の報道ということを行なつておるわけでございまして、少なくとも私のほうの調査につきましては、高空におけるものをできる限り精密にいたしたいという努力をいたしております。

○源田実君 この問題はそれではありますが、統一で、防衛庁にお尋ねするのはちょっと違うかと思うのですが、しかし、大いに関係があるのです。日本にはいま、要するに貿易でやつておる出船が担当しておるは一体その何%で、あとは外國船という比率があると思のですね、隻数でそれをひとつお知らせ願いたい。

○政府委員(島田豊君) これはちょっと手先の古い資料でございますが、国内の船舶でございます三千総トン以上の外航船の運航実績でございますが、昭和三十九年でございますから、ちょっと古うございますが、往路帰路合わせまして一年間に一万四千四百十六隻、その船舶の総トン数でいまして一兆一千九十六万総トン、これが運航量でございます。

○源田実君 一兆一千ですか。

○政府委員(島田豊君) 間違いました。一億一千九十六万総トンございます。

それから、ちょっと直接関係ございませんけれども、物資の輸入量からいきますと、昭和三十九年が油その他全部含めまして一萬七千三百八十三トン、このうちに邦船による輸送量が七千七百二十

十八トン……。

○源田実君 それはちょっと少ないね。

○政府委員(島田豊君) 一億一千二百五十三万トンでございます。外國船の輸送量が九千六百五十五万トンでございます。四十年度が、邦船によります輸送量が八千六百八十五万トン、外國船の輸送量が一億一千二百五十三万トン、合計一億九千九百三十八万トン、こういう数字でございます。

○源田実君 いまの最初のやつね、一万七千三百八十三トン、こういう数字でございます。

○政府委員(島田豊君) 一億七千三百八十三万トンでございます。

○源田実君 それで、パーセンテージ幾らになりませんか、外航船全部合わせての日本船の担当しておるパーセンテージは。

○政府委員(島田豊君) 四十年度だけで申し上げますと、外國船の輸送量が一億一千二百五十三万トン、これに対しまして邦船の輸送量が八千六百八十五万トン、そういう数字になつております。

○源田実君 それから、いま生活の血液をなしているものは石油でございますが、その石油の日本におけるいまのストックは一体どのくらい現在ありますか、国全体で。

○政府委員(島田豊君) これは昨年の一月でございますが、原油の在庫量が三百三万キロリットル、日数にいたしまして十二日分でございます。

○源田実君 海上自衛隊によつて外航船舶——まあ有事の場合ですね、戦争にならなくても、これを安全に日本まで連れて帰る、危険海面を——といふところまで担当できるんですか、現在ので。機密にわたる部分はいいです。

○政府委員(島田豊君) 現在海上自衛隊の護衛艦が三十九隻ございまして、三次防期間中に十四隻ほど建造いたしますけれども、また同数ぐらい除籍をいたしますので、三次防未におきましても

衛隊群に編成いたしたいというふうに計画いたしておるわけでございます。まあおそらく三次防期間中も從来と同様の護衛ということを考えておりますが、ただ逐次古い船は更新をいたしていきますので、船の性能としてはよくなりります。

そこで、これを船舶護衛としてどういうふうに使つて、どれくらいの能力があるかということもつきまして、これは一応われわれとしても数字はついておるわけでございますけれども、これはいろいろな船団の組み方の問題もございますし、それから距離のいかんによりまして回転率の問題もございますので、ちょっとそこではその計算の中身について御説明を申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思います。

○源田実君 そうすると、内容は、まあこれは、私ももともとそういう自衛隊におつたのだから、その機密ということが重要なことになっておることは十分もちろん承知しております。したがつて、その詳しいことは聞きませんが、まず大体十分でないといふような——これはいまは、私が數ヵ月前調べたところは十六日だったのですが、だからその前の資料じゃないかと思うのです。これ

は、最近あるところで聞いたら、一ヶ月というあればも出ているが、とにかく一ヶ月以内である。これ

れも出ているが、とにかく一ヶ月以内である。こ

れに日本国民のほとんどの生命が託せられておるようなかつこうなんですね。ところが、御存じの

ように、この間の中東問題で、あの戦乱がもしあ

り遠くまでは出れないかもしれないけれども、そ

れは思ひます。しかしながら、これをいつまでもアメ

リカに依存するということはいかがなものかと私

は思ひます。これこそやはり日本で自分でや

る経路というものは、アメリカ空軍の偵察機の資料によつて知らしてもらつておる。それで、総理

の御答弁では、日本ではいまのところちょっとで

きません。いますぐできないことは、私もわかつて

おりません。しかしながら、これをいつまでもアメ

リカに依存するということはいかがなものかと私

は思ひます。これこそやはり日本で自分でや

る。これには、もうたとえ次にでてくるC

X、あれを装備を変えてやれば、台風の追跡を私

はできるのじやないかと思うのです。これはあま

り遠くまでは出れないかもしれないけれども、そ

れをちよつと改装して、やはり増槽をちよつとよ

けい持つというようなことをすれば、荷物は積ま

れないのです。これこそやはり日本で自分でや

る。これには、もうたとえ次にでてくるC

X、あれを装備を変えてやれば、台風の追跡を私

はできるのじやないかと思うのです。これはあま

り遠くまでは出れないかもしれないけれども、そ

れをちよつと改装して、やはり増槽をちよつとよ

けい持つというようなことをすれば、荷物は積ま

れないのですから、台風の追跡ができる。台風が來

る場合に、その台風の真上に常に日本の飛行機が

一台なり二台なりおつて、刻々、台風の中心がい

まどちらの方向に向いてどうなつておる、雨はこ

ちらが多いのだというようなことを、空中から直

接ラジオでも何でも、一般に連絡をする。

あるいは途中で中継してもいいです。これによつ

て、いま伊豆半島にまつすぐ来ると思つたやつが

急に曲がつて駿河湾に入つたとか、あるいは相模

湾に入ったとかいうようなことが、もし飛行機が

夜でも屋でも真上にすつとおれば、これは私は即

座にわかると思うのです。そいつを中継して——

これをラジオの発信局で中継されればいい。そ

うするすぐ、ラジオで各家々でみなわかつてき
て、ほんのわずかの瞬間にずいぶん人が、死ぬ人
が少なくとも一人も出ないようにならぬのじやない
か。私は、これはまず、少なくともこのくらいの
ことは日本でやるべきであつて、それをやり得る
だけの力は日本は相当私は持つておると考えてお
るのですが、やるのはどつちにしても防衛庁の飛
行機でやらなければならぬと思うのです。いま
の飛行機でも——いまの飛行機ではちょっと少し
むづかしいけれども、それでもジェット機のT-33
みたいのを使って、上空においてそこから電
話で下に言うくらいのことは私はできると思うの
です。そういうことについては、前にも一ぺんこ
ういう問題を論議したことがあるのですが、その
後どういうあいにそれが進められており、また
将来どういう計画になつておるか、これをひとつ
御答弁願います。

○政府委員(島田豊君) 先生おっしゃいますとお

りに、航空機による気象観測が非常に大事である

ということは申し上げるまでもないわけでござい

まして、また現実に今日は米軍機によりますとこ

うの観測しか行なわれておらないということも事

実でございます。そこで、これは気象庁の諮問機

関であります気象審議会におきまして、三十九年

の五月に答申の内容でございます。そこで、私ど

もとしましては、これは気象庁との関係——向よ

りも気象観測でございますから、気象庁の所管に

なると思ひますけれども、私どもとしましては、

これを強化していくふうなことにつきましては、

検討いたしていきたいというふうに考えておる

わけでございます。

現実に米軍が飛ばしておりますところの観測機

といふのは、これはガムから空軍と海軍がそ

れぞれ六機ずつ飛ばしておるわけでございます。

これは機種からいりますと、WC-130B、それから

海軍のほうがEC-12K、これはいすれも四発のブ
ロペラ機でございます。聞くところによります
と、台風観測の場合にジェット機はちょっと使え
ない。わが自衛隊が現在持つておりますようなC
46程度では、これは普通定期的なコースを飛ぶ分
にはかまいませんけれども、現実に台風観測をや
るとなりますと、非常に脆弱である。グアムの航
空機につましても、これは一ぺん台風観測をや
りますと、すぐおりてきて完全なオーバーホール
をやりませんとその次に飛べないということで、
六機ずつ持つておるようございます。わが自衛
隊の飛行機をすぐこれに転用するということはな
く、台風観測の航空機を整備するとなりますと、
これを新しくつくるか、あるいは外国から買う
か、そういう非常にむづかしい、かように考えます。おそらく
かなかむづかしい、むづかしいと言つばかりであ
ります。それで、そういう点についてもいろいろ
検討いたしております。

ただ、これを自衛隊の任務としてやるというこ

とになりますと、これはいろいろ問題があるわけ

でござります。やはり第一義的には、気象庁がこ

の問題は責任を持つものというふうに考えており

ます。ただ、われわれとしては、十分気象庁に協

力して、今後その問題についてもさらに検討して

いきたいというふうに考えております。

○源田実君 いまのC-46あたりではできないこと

はもう当然であります。しかし、私は、CXなん

かがこういうことも考慮して設計をされているの

かどうか、これをお願いしたいと思います。

○政府委員(島田豊君) CXの要求性能をいたし

ましては、かなりの強度は考えておりますけれど

も、こういう台風観測用の機能を兼ねさせるとい

う意味では実は考えておらないわけでございま

す。

○源田実君 これははずと前からいろいろ問題に

なつてゐるのですが、もう日本の、ここまで发展

してきておつて、そうして日本人のパイロットな

もあったわけでございます。わが国の誇りにかけ

ても日本でやる必要がある、こう感ずるわけでござ

ります。しかし、主張的にはあくまで気象庁で

ございまして、われわれが協力を申し上げ、源田さ

えいたしましたとおり、気象審議会におきまし

て、数年前に、特に日本でやるようについての答申

もあったわけでございます。わが国は誇りにかけ

ておかなくならないらぬ。二十日とするならば、私

は直ちに産業は何も麻痺してしまふ事態が起る

ことがあります。しかし、主張的にはあくまで気象

庁でやる必要がある、こう感ずるわけでござ

ります。しかし、主張的にはあくまで気象

○政府委員(國井眞君) ただいまお話をございま
したように、確かに油の貯蔵分は国内においてき
わめて、私ども考えまして、全般として見て非常に
に少ないという状況であろうかと思います。この
問題につきましては、防衛廳として非常に大きな
関心がございます。と同時に、産業政策上、ある
いは国民生活の上から至大の関係がございますの
で、十分関係省厅とも打ち合わせをいたしまし
て、的確な見通しあるいは今後の対策というものの
を立てるよう私ども努力をいたしていきた
い、かよう考へております。

○中村喜四郎君 いまの間に関連して。なお、現在
の四十年、四十一年程度においては約一億トン、
ドラムまんにすれば五億本。これが四十五年には、
いまの伸び率からいくと一億四千五百万トン
という類推ができる。昭和五十年になると、これ
が二億四千万トンの油が必要である。現在の自動
車の台数が七百万、原動機付含めまして千六百万
台近い車が動いている。こういうところから見る
と、油の消費量といふものは非常に大きくなつ
くる。そういうことをひとつ将来の問題とも関連
して十分御検討をいただきたいと思います。

○源田美君 次には、あと三つだけお伺いしたい
のですが、いわゆるこの間京都大学で自衛官の入
学拒否問題が新聞でいろいろ出ております。その
後どういうぐあいになつておるか。正式にどうい
うぐあいに決定されるかまだ存じませんが、いま
まで自衛官で大学院に派遣されておる学生が、各
専門別で各学校何名という、その数字を教えてい
ただきたいのですが。

○政府委員(中井亮一君) 源田先生にお答えいた
します。自衛隊員で大学院に派遣をしております
人員は、十八の大學生に、修士課程が五十八名、そ
れから博士課程で五十一名で、合わせて百九名で
ございます。

大学別で申し上げますと、東北大学が二十九名、東京工業大学が二名、東京医科歯科大学が一名、千葉大学二名、静岡大学一名、名古屋大学九名、金沢大学一名、京都大学十五名、大阪大学十八名、鳥取大学一名、九州大学十一名、札幌医科大学に行つておりますのが、東京医科大学で二名、それから鳥取大学に一名、九州大学に一名、大阪市立大学一名、早稲田大学一名、慶應大学一名、札幌医大に二名、東京医科大学に一名。それから薬学関係で、千葉大学に一名。そのほかは理工科系の学生でございます。

○源田美君　いま非常に早く述べられたので、私は少し切らなかつたのですが、あとでひとつ数字をゆづくり資料として出していただきたいと思います。

学生がいまのところ問題になつておるのは京都大学だけのようですが、もしこれが蔓延して、自衛官が各大学からシャットアウトされるという場合に、自衛隊の将来の建設設計画、ことに一番大きな問題は技術開発なり技術の維持だと思うのですが、そういうものに対してどういうような影響を及ぼすのでありますか。

○政府委員(中井亮一君)　お答えいたします。たゞいまの一般の大学院に学ばしておられます人たちには、自衛隊の装備がごらんのとおりになります近代化され、高度化されてまいりましたので、それに必要な技術関係の一主として技術関係の職種の人たちにつきまして博士課程あるいは修士課程といった程度の高度の基礎的な知識あるいは基礎的な研究能力というものを向上させようということで大学に行かしているわけでございまして、今後将来的な自衛隊から考えてみまして、この人たちと、防衛大学校に理工学研究科というのがございますが、その卒業生と両方で将来的自衛隊の技術関係の中心になるものと考えております。防衛大学校の理工学研究科は、現在まだ建設の途上といいますか、まだ整備の途中の段階でございまして、

まだまだ十分な能力を付与するところにいくのは、現在博士課程という課程に当たるもののがございませんので、修士課程の程度の二年間の修学期間でございますので、非常に高い程度のところまで達することができますが、いまの段階ではむずかしいのではないだろうかと、こういうふうに考えておりまして、それから、先のことを考えますと、一般的の大学で博士課程まで勉強さしてもらえないくなるということをおいへん心配しておりますのでございます。

○源田美君 何といつても日本の學術の最高の癡威は大学であって、そこでやはり一番進んだ学問を勉強していく、レベルが上がっていく。ところが、自衛官なるがゆえにこれが入れないといふ人が落ちてくるということになりますと、非常に憂慮すべき状態になるのではないだろうかといふことをおもいます。

○源田美君 何といつても日本の學術の最高の癡威は大学であって、そこでやはり一番進んだ学問を勉強していく、レベルが上がっていく。ところが、自衛官なるがゆえにこれが入れないといふ人もあると思いますが、いまの自衛官でもあります、というようなことは、ちょっと私は了解に苦しむのであります。これはまあいろいろな考え方の人もあると思いますが、いまの自衛官でも何でも、これはやはり學問を受けようとする者に対する力がある場合、自由に開放せらるべきであると私は考えております。この問題についてひとつ長官はどうお考えになつておるか、またこれから対策はどうお考えになつておるか、この二つの長官のお考へをお願いしたいと思ひます。

博士課程にも、それその官公私立大学が歓迎します。たださることをぜひ希望するわけでござります。京都大学で少しいろいろトラブルがあつたようでございますが、きょうも文部大臣とよく話をいたしまして、どうかどこの大学でも、学問のうんのうをきわめるのが大学の目的であるから、どうかそういう意味合いにおきまして歓迎してくれるように、文部省の指導監督というものは大学の辺に及ぶか、そこはわかりませんが、ともかくも文部大臣として考慮をわづらわしたいということを今朝も私と二人で話したような次第でございます。方向はいま申し上げたとおりに私は考えております。

○源田実君　では最後に一つ、このF-14ですね、あれをまあ例にとりますと、かりに部品がたしか十四万点ぐらいあると思うのです。これから後も、ミサイルにしても、それから飛行機にしても、その他のもの、今度バッジなんかはものすごい数だと想うのです。そうすると、かりに例にとりますと、十四万点の部品の一つ一つが一万回に一回故障するという率の場合には、飛行機が十四機あつて初めて一機が飛べるということになるわけですね。一万回に一回しか故障が起きないというようなものでも、十四万点あれば、十四機あつて一機しか飛べない、こういうことになるわけです。そういう意味から言いまして、絶対に欠陥がないということがもうきわめて重要である。これは何も防衛だけではなく、あらゆる近代的な機械においてはみなそうだと思うのです。ところが、この絶対に欠陥をなくするというために、相当前からアメリカでは民間のある会社が始めて、それをアメリカ国防省が採用して、ゼロ・ディフエクト運動というのを展開したわけです。そして、そのゼロ・ディフエクト運動が展開されだしてからは、アメリカでは国防省はゼロ・ディフエクト運動をやつていい会社とは契約しないというところにいま行っておるわけなのです。そうして各会社で非常にこのゼロ・ディフエクト運動が行なわれて成果をあげつたある。そうしないと、宇宙開

発のように、これは三十万点以上も部品があるらしいのですが、そういうものはもう全然飛べないということになるわけですね。これを日本に導入して悪いわけのものではない。現にソ連がこれを導入すべくアメリカに使節団を出して研究した——これは数年前ですが——という話を聞いております。日本からもすでに數回使節団が行きまして、これは民間の使節団が行きまして、詳細にわたって研究しております。日本の会社ではほとんど大きな会社は、防衛厅の方も、三菱とか、日本電気とか、川崎とか、こういうところへ行かれてると、すぐそこにZDと書いたあれが立っているのをござんになってると思うのです。ところが、私は防衛厅の関係者にちょいちょい行つて聞いてみると、この運動が防衛厅でいま展開されているかといふと、ひとつも展開されてない。それで私は、もとの古集である空審には、これはやつたがいい、とにかく何とかやれと言うのですが、いまだにどうも展開されてないよう思います。これははどういうことであるか。ちよつと、あまり講釈じみるのですが、実は人間のことで、要するに製品にオシャカが出る。その原因を大きく分けると、要するにミステークなんですね。そのミステークの第一は、環境の不完全である。要するに、工具が悪いとか、働く場所が悪いとか、あるいはアレンジメント、設計図が間違つておるとかいうようなところにミスがある。その次にあるのは、その働く人の訓練が不十分である、この場合にミスが起きる。もう一つあるのは、本人がいくら訓練されてもおつても、不注意をやる。こういう三つがあるわけですね。それを組織的に科学的に分析して、どうしてこれを除くかということによって非常な成果があげられておる。これは日本ほうの資料は日電、三菱のを持っております。ところが、ここにはつきりしたやつで、マークが、ちょっと見つからなかつたのできょう持つてきませんでしたが、相当な、半期で一億とか二億

そのZD運動の費用で従業員一人当たり一ドル五セント——これは宣伝、広報、報奨、こういうことに一ドル五十セントかかる。ところが、そこでいろいろな製品にオシャカを出した場合に、従業員一人当たり今まで十五ドルの損失を年間出しておったのです。年間一ドル五十セント、これははたしか年間だと思うのですが、その一ドル五十セントの経費を投じて十五ドルもうけておるという結果になつておるのです。これは日本の大きな会社はほとんど私はやつてゐると思うのです。しかししながら、私はここで申し上げたいのは、各会社では労働組合の協力を得なければ、労働組合がもし反対したらなかなかこれは実際はできないのですね。アメリカでも、その問題については非常な力を注いで、組合の協力を得て各会社がこれをやつてゐる。日本でも、各会社はみな組合が協力的で一緒にになってやつておりますから、各会社はどんどん成果をあげてゐるのですね。ところが、お上の仕事である防衛廳においては、その点だけはもうすでに初めから、ハンディキャップはないわけです。プラスのほうに、プラス面のほうのハンディキャップと、ハンディマイナスになつておつておるというようなかつこります。したがつて、私は、この飛行機の整備とか、あるいはいろいろな、戦車の整備であろうが、船の整備であろうが、あるいはこれの運行であろうが、こゝで言いましたが、会社のほうは、すぐ自分の会社がのるかそるかということで関係するもんだから、すぐいくんですが、政府機関のほうはどこでもまだ私はほとんど行なわれていないと思うのです、日本の政府機関とも。私は、国鉄なんかでは当然これは採用せられるべき性質のものである、こう思つのですが、しかし、防衛廳のほう、これは日本の安全をあずかつておられるし、またそこには人命に直接関係するような仕事が非常に多いし、あずかつておるその機材が非常に高価なものであつたがつて、こういうものが、数年間、すで

に外国では、アメリカもやり、ソ連もやり、日本に民間でもすでにやっておるのでありますから、このゼロ・ディフェクト運動、これはもう相当しっかり研究された資料はすごいぶんございます。今までずいぶんやったのですが、どうも一つも反響がないので、この点ひとつ長官に私はお願ひいたしまして、防衛庁が先がけてこれをやつていただきたい、これは私はお願いであります。

これをもつて私の本日の質問を終わります。

○國務大臣(増田甲子七君) 源田さんの御指摘の欠陥をゼロにするという運動は、マーチン社に始まりまして全米に及んでおるということは聞き及んでおりますが、わが国におきまして、やはりそういうような、一つの部品がもし故障がございましても、アメリカにおきましても、ケープケネディであんな事故が起きたわけでございまして、私は、F104がこのごろ続いて三機落ちました。そのときにも、いま厳重に調査中でございますが、どうもあとからの調査ではいけませんから、やはりあなたの御質問は、非常な有益なる御教訓といたしまして、防衛庁はじめ各省において、また、経営者並びに労務者各位にも要請いたしまして、全国的の運動として、欠陥をゼロにするという運動を展開してまいりたい所存でございます。

○山本茂一郎君 時間もあまりないようでありますから、私はごく簡単にお尋ねをいたしたいと存ります。

先般の本会議におきまして、防衛長官からシリアン・コントロールという問題について御説明がございました。そのときに、表現が、せびろを着た者と制服を着た者とのその関係という意味においてお述べになつたようあります。が、このシリアン・コントロールというものを日本語に直しますと、どういうような表現にされるわけでございますか、ちょっと……。

○國務大臣(増田甲子七君) シビルがコントロー^ルするということを伊藤さんがおっしゃいましたから、私もそのことばを使いましたが、文民が制服に優先する、あるいは国会を含む政治が自衛隊

そこで、国会におきましては、こういうふうに御審議を願つてはいることが、すなわちこれがまたコントロールでございますが、自衛隊法七十六条によつて出動する場合には、事前において国会の御承認が原則でございます。できない場合には、二十日後に臨時国会を開いてでも御承認を得る、これがあつたまでは国会が自衛隊を監督しておるのであります。それから治安出動の七八八条の場合は、来たるべき国会において御承認を得る、これがまた国会が自衛隊を監督しておるのであるという形であると思つております。

それから次に、隊としての活動でございまするが、隊の組織というものは、これは一つの行政面の組織であり、隊であると考えております。その行政面における隊の組織の最高の指揮監督者はせびろを着ておるということを申し上げましたが、すなわち、制服を着ていなかつて、自衛官といわれない内閣総理大臣が最高の指揮監督者である。それから不肖私が防衛廳長官として同じく制服を着ていなかつてござりますから、この制服を着ていない防衛廳長官が、交民である内閣総理大臣の指揮監督を受けて隊を指揮監督する。隊を指揮監督する場合には、各陸上、海上、航空の幕僚長を指揮監督いたします。その場合に、内局の次官、政務次官、あるいは内局の局長等が、それぞれ防衛廳設置法その他に所管事項がございまして、その所管事項について隊を指揮監督をする場合に、防衛廳長官あるいは総理大臣が私を通じて指揮監督をする場合に補助者となる。たとえば人事面につきましては、人事局長が補助をする。経理面については、経理局長が種々の助言を私にいたします。防衛廳長は防衛面につきまして、こういうふうに指揮をなすつたらいかがですということを私に助言をされる。こういうわけで所管事項が法律に定められておる、こう考えております。

この際、明瞭にいたしておきたいのは、次官、局長、課長、係員、つまりいわゆる内局でござりまするが、内局の者が幕僚長以下を直接指揮監督するわけではないのでございまして、あくまで私を補助する。そうして防衛庁長官が制服を着ておる幕僚長を通じて隊を動かす、これがすなわちシリル・コントロール、文民統制と申しますか、政治優先という原則の本体である、こう考えておる次第でございます。

○山本茂一郎君 御趣旨はよくわかりましたが、この問題はもう少し掘り下げて議論をすべき問題であると私は考えるのであります。いまの御説明によりまして、率直に私の所感を申しますと、長官は、いわゆる制服と文民との間の対立というものの頭に描かれまして、そうしてこの問題を取り扱つておるようなにおいがいたのであります。これは防衛を考える場合において基本的な間違いであると私は考えるのであります。世界のどこにおましましても、いかなる国におましましても、政治が軍事に優先するということは、現在においては除外例なしの原則であると考えるのであります。そうしておいて、ただ日本の過去の経験上、非常にいわゆる制服、当時の軍人の誤りからいたしまして、ここに非常な誤解を生じておると思います。私は、防衛でありますとか、あるいは安全保障という問題は、その服装がどうしているとか、その地位がどうであるからとかいうような問題で議論すべきものではないと思います。言いかえますと、これに関与している者は原則論といたしまして全部が相協力して最善の道を歩くのが、これは私は政治優先であるところいうふうに考えるのでありますし、その中間に、もう一つ、御説明をいただかなければならぬのであります。が、長官がこの防衛をやるために、自分の補佐を文民に求めて、制服のほうをこれをコントロールするための準備に持つていこうというところに、対立のお考えが潜むするのではないかということを私はおそれるのであります。

の組織について、もう一度根本的に考え方を直す必要があるんじやないか、こう思うのであります。その理由は、現在日本の国防の根柢をなしておられますところの機関として国防会議というものがござります。その国防会議は防衛庁の設置法によつて横にくつつけられたものでありますから、これは近代的戦争指導なりあるいは国防を議論する立場にある機関ではないと思うのであります。いわゆる防衛庁の本来の仕事と、そのほかの産業でありますとか、あるいはそのほかの民生の安定でありますとか、そういうものとの調節をするための国防会議でありまして、決して日本の国防全般を見る機関ではないと思つてあります。そういうものをもつて日本の国防と考えておるがゆえに、ここに制服をいかに押えていくかというような印象が多くあらわれると思うのであります。そういう意味におきまして、私は、日本の安全保障なり何かするため、もっと広い見地において独立いたしまして、総理大臣のもとに一つの新たなる機関を設置して、政治優先を確立する必要があるんじやないか、こういうように考えます。この点についての御所見を承りたいと思います。

が下ということはない。それから幕僚部と内局とは、もとより私の目はそう届きませんから、そこで、たとえば防衛計画等を立てた場合に、内局のほうへ持ってきて、これで長官を補佐しようと思えがどうであろうか、内局のほうでもまた長官を補佐いたしますから、相互の間で相談をしてめぐら判を押すこともあるかもしませんが、たてまえは、いまのような両方長官を通じて、長官の上には内閣総理大臣がおる、こういう関係で、相互の関係は密接に連絡をしてこん然たる有機体になら必要はございますが、ただ、内局の次官等は防衛庁全体について全局補助をいたしております。それから部局補助をするのが局長以下でございます。その部局長以下が幕僚長の上官であるとか副幕僚長の上官であるとか課長の上官であるということはないということを、この国会において私は相當努力をして明瞭にしておるつもりでござります。

それから、総理大臣のもとにおいて国防というものの会議をもつと充実したものにせよといふお話をございますが、各国会議員によりまして、安全保障というほらが広いとおっしゃる方もあります。それから国防といふが広いといふうにおっしゃる方もありますが、これは国連憲章第五十一条には「自衛の権利」と書いてあります。そこで、自衛の権利というのは自國を防衛する権利でございまして、これは自衛の権利は、個別的の自衛の権利もあるし、つまり日本が日本自身を守る個別的な自衛の権利もあるし、集団的な自衛の権利もある。これに基づいて北大西洋安全保障条約もできておりまし、共産圏のワルシャワ安全保障条約もあるし、日米安全保障条約もあります。要するに、安全保障するものが国防のほうがもつと広範な意義を持っているといふことをいまおっしゃいましたが、私はいざれとありますから、安全保障といふほらが上であるという方もございました。これは山本さんは國防のほうがもつと広範な意義を持つてゐるといふことをいまおっしゃいましたが、私はいざれとありますから、安全保障といふほらが上であります。要するに、安全保障するものが国防

であるし、国防がすなわち安全保障である。ただ防衛庁ばかりがやるとは限りません。安全保障となりますが、国防についてもそうでありまして、防衛庁は主として防衛の仕事をいたしますが、各省の御協力も得るわけでありまして、お説のごとく内閣総理大臣が国防会議の主宰者となつてもらつて充実したものにせよという御意見は、卓見であると考えております。だらしかしながら、いざれにいたしましても、それは合議制の官庁ではない。普通の官庁というのは独任制の官庁、つまり私どものほうから申せば、総理大臣がピラミッドの頂上の官庁であります。横に並んだ官庁もございます。会計検査院のごときはそうじゃないかと考えておりますが、そういう国防会議といふものをいかに強力にしたところで、政府の諮問委員会である、この点を忘れてはいけないと思います。憲法六十六条によりまして、内閣は連帶して国会に対して責任を負う、これがすなわち官庁のあるべき姿でございまして、国防会議を充実整備することはお説のごとく必要でございますが、いかに充実整備いたしましたところで、それは諮問委員会である、内閣総理大臣に対する諸問題委員会であるということとも、また政治優先の見地から見まして忘れてはならないところであると、こう考えております。

○山本茂一郎君　ただいまの御質問はよくわかりましたが、少し私の意見が誤解されている点があると思いますから、その点を修正しておきたいと思うのであります。

私は、安全保障会議というものは、防衛庁のにくつついている国防会議より広い範囲のものである、こういう想定をいたしていける次第であります。その考え方からはどの議論が出てまいったのでありますし、いまの戦争という、あるいは国の安全を守るというためには、産業でありますとか、国家行動のあらゆる面にわたりましてこれは関与しているものと考えざるを得ないのであります。ことに、いまの問題となりますというと、防衛庁の担当しておられますところのこの治安ある

いは防衛、こういうようなものを中心とする以外に、冷戦という大きな国家安全に関する問題もあります。あると思うのです。また、先ほど源田委員から、また本会議において八田委員から質問いたしましたように、石油の問題を取り上げられましたが、これは一つの例としてあげられたと思うのです。国家のいろいろな行動は、いわゆる国の安全という見地をも考慮しながら決定されるべきであります。国家のいろいろな行動は、いわゆる限定においてこれは統制することは不可能なものが私はあると思うんです。そういう意味において、私は決して安全保障会議だけをつくれといふのではありませんし、また国防会議だけでいかぬという意見ではないのです。この近代的な国が安全を保障するための作用をする何らかの会議をここに編成する必要があるんじゃないかな、いまの範囲ではあまりに限定されておるのじやないかろうか——限定されておらぬかもしれませんが、現実の行動はそこまで日本の施策において及んでおらぬじやないか。こういうことを申し上げたのでありますて、この点については簡単に決定ができる問題ではないと思う。将来引き続いて御検討をお願いいたしたい、こう考えるわけであります。

次に、日本の安全保障に必要な内政の諸施策についてお伺いいたしたいと思うのであります。これは自衛隊法の中に、第八章の雜則なり、その前第六、七章だと思いますがいろんな準備すべき事項があげられておるわけであります。これがどの程度に具体化しておるのであるかどうか。私の考えるところは、他の各省及びそのほかと調整をいろいろ実施に関して必要な法規なりそのほかの手続規定をせなければ動かないのにかかわらず、これの整備はまだ不十分ではないか、こういふふうに考えるのであります。一方において、自衛隊の考え方からいたしますというと、国をあげての増強についていろいろと御警戒されることとは、まことに適切なる御努力と考えますけれども、それだけでは日本の安全保障はできないという私らの考え方からいたしますというと、国をあげての

こういうものに関連することが実行のできるような御处置をとる必要は、私は、軽重の順序はありますものの、必要であることには間違いないと想うのであります。そういう意味において、どういうようによつてこれが準備されつあるか、またこれの準備をどの程度に進捗しつつあるかというようなことを、ごく概略だけつこうでございますからお示しをいただきたい。

○國務大臣(増田甲子七君) 詳細の点は政府委員に補足させます。

○國務大臣（増田甲子七君） 詳細の点は政府委員に補足させます。

のが私はあると思うんです。そういう意味において、私は決して安全保障会議だけをつくれというのではありませんし、また国防会議だけいかぬという意見ではないのですが、この近代的な國の安全を保障するための作用をする何らかの会議をここに編成する必要があるんじゃないかな、いまの範囲ではあまりに限定されておるのじやないか——限定されちゃうか——限定されちゃうかもしだれませんが、現実の行動はそこまで日本の施策において及んでおらぬじゃないか、こういうことを申し上げたのでありますて、この点については簡単に決定まず第一に、防衛厅設置法の中に六十二条等の規定があるのはおもしろくないというお説は、賛成でござります。いずれは独立法をつくるべきである。ことに、独立法として国防会議の基準に関する法律というものはあるわけでございます。そういう意味合いからも、国防会議は防衛厅設置法の一部には書いてございますけれども、相当重要な扱いを受けておるのであるということを御了承願いまして、なお六十二条を单独法にすることもしかるべきことと私は考えております。

をできる問題ではないと思う。将来引き続いて御検討をお願いいたしたい、こう考えるわけであります。

○山本茂一郎君 次に、第三次防のことについてお伺いいたしたいと、こう思うでございます。そのうちで、いろいろとございますが、この三防をつくりましたいわゆる一般方針といいますか、達成目標といいますか、どういう事柄を自己としておやりになつたかという、その精神的な問題をお示しいただきたい。

○國務大臣(増田甲子七君) 大綱と申しますのは、昭和三十年にでき上がつておりまする閣議決議

○山本茂一郎君 そこで、ちょっとお伺いいたしたいのですが、この大綱の一般方針の中に、「通常兵器による局地戦以下の侵略事態に対し、最も有効に対応しうる効率的なものを目標とする。」、こういうふうになつておると思うのです。そこで、この局地戦以下において云々という問題の意味はどういう意味かという、私その意味と、それからもう一つお尋ねいたしたいと思いますのは、私は、長官が国会において——衆議院かとも思いますが、国会においてお答えになつたうちに、

と、わが国の國力、國情に応じた有効な通常兵器による局地的侵略に対処すると、大綱を申せば、そういう意味合いのものが第三次防の大綱でござりまするし、また主要項目を申せといへば、私も申し上げます。それから経費等も申せといへば、申し上げますが、専門家の山本さんがよく御存じだと思いますが、このくらいにさしていたんだ

いうのは本年の三月の十四日の閣議決定でござります。同じくこれに要する費用というのも閣議決定がございまして、第三次防のよつて來たるところは、昭和三十二年の閣議決定にかかる国防に關する基本方針でござります。種々文言等は変わつておりますが、精神は昭和三十二年に決定をおこなつておこなつますが、精神は昭和三十二年に決定をおこなつておこなつます。閣議決定は、他の閣議決定をもつて変更しなければと生きておるわけでござつて、今まで閣議決定は生きておるわけでござります。したがつて、今まで昭和三十二年に決定いたしました閣議決定は生きておるわけでござります。そこで、防衛力整備という点から申しますといふ

べになつておることばのあげ足をとるようになつてはなはだ恐縮でございますが、これを排除するところの力を持つていてるというのは少し勇み足ではないかと私は思うのでござりますが、それならば安保条約の発動は必要としないのでござりますが、しかし、言いかえますと、現在、それながら、日本の安全保障に必要な防衛準備は全部大体においてでき上がつたという結論になつてくるわけであります。私はそうは思はないのであります。つまらない例でございますが、今度の第三次防で整備されるところの弾薬の数は、これは専門

いはそれに近接する周辺、そこに生じますところの直接侵略、こういうふうに考えてよろしいかと思うのです。その場合におきまして、もちろん日米安全保障条約の適用がございます。わが国に対する直接の武力攻撃ということになれば、五条が発動するということでござります。

○政府委員(島田豊君)　この大綱でうたつております局地戦といいますのは、この局地戦という定義そのものはいろいろ定義がござりますけれども、少なくともこの大綱では、わが国の領土ある長でけつこうでござりますが。
米安保条約といふものを発動するのだと、こう思ふのであります。一方においては、それについてのことばが足らぬかどうか存じませんが、この問題に関する一度上から見た、何といいますか、概念的な考え方を御説明いただきたい。これは局長でけつこうでござりますが。

地的侵略にはこれに対処する実力が日本の自衛隊にある、局地戦的なものに対しましてはいまの自衛隊がこれに対処し得る実力を持っていてのだと、こういうようないわゆるお述べになつてゐる事項であります。それについて、私のほうも、時間の節約上、私のひとつ突っ込んだところを述べて御質問をしたいと、こう思うのでありますから、ここに述べてありますような局地戦以下の場合におきまして、安保条約が発動するのかどうか、この問題であります。言いかえますと、日本のどこ

午後五時二十五分散会

務を与えられまして、その任務を遂行していく上におきましてどれだけの定員が必要であるか、どれだけの装備の定数が必要であるかというふうなものを積み上げましてつくつたものが編成でございます。したがいまして、一つの部隊をつくります場合には、その定員が何名であるか、あるいは装備の定数が幾つあるかというふうなことが部隊編成の基礎になるわけでございます。といふことは、もちろん一つの部隊を運営をしていきます場合に、隊務運営の場合におきましても、あるいは教育訓練の上におきましても、これは充足率が多いほどいろいろ都合がよろしいわけでございますけれども、この編成というものが一〇〇%充足されていなければ、ほかの部隊ができるないというふうなことではないと考えるわけでございまして、編成というものは一〇〇%の充足をされる限りませんが、要するに、この編成をもつて有事において行動するということでございますので、有事においてはその編成をもとにして緊急に人を集めることで、その編成をもつて行動いたす、こういう性質のものでございます。全般的に充足率が高まるということは非常にぐあいがいいということはもちろんありますけれども、全部の部隊が一〇〇%近く充足されなければ新しい部隊編成はできない、こういうものとはいま考えておらないわけでございまして、そういう意味で、今度の千五百名というのも、主としてヘリコプター団あるいは方面ヘリコプターチーム、こういう部隊を中心にしてお願いをいたしているわけであります。

○山本茂一郎君 時間に関係ございますので、私は、本日はこの辺にいたして将来またお尋ねいたしたいと思います。

○委員長(豊田雅孝君) ちょっと速記とめて。

(速記中止)

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。

それでは、両案につきましては本日はこの程度にいたし、本日はこれをもって散会いたします。